

## パブリック・コメント手続条例に準じた意見募集の結果

### 1 第5次新座市障がい者基本計画等に対する意見

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
1	1-1-②	<p><b>心のバリアフリーの推進</b></p> <p>交流は分離を前提としたものなので、原則は分離しない共育・共生をしっかりと位置付けてほしい。「障がい者の交流」を「障がい者との共育・共生・交流」に記載を変更すべきである。</p>	<p>交流は共育・共生を図るための手段であり、共育・共生は障がい者基本計画の全体に係る目標であると考えます。</p> <p>交流が継続的に行われ、障がい、共生等に関する理解を深めることで、心のバリアフリーが推進できるよう学校等への支援の充実を図る旨を記載します。</p>
2	1-1-③	<p><b>町内会・自治会等を通じた障がい者理解の向上</b></p> <p>町内会は任意加入・自主運営の私的な団体であり、基本的にその会員に対してサービスを提供するものと考えられ、一方、行政はすべての市民に対して公平・平等に提供されるものであり、市民と市政との関係は直接的なものであって市民と市政との間に町内会が存在することに強く反対します。計画から削除することを強く求めます。</p>	<p>町内会・自治会は相互の親睦を図るとともに、地域の身近な問題に取り組み、住み良いまちにしていけるための活動を行っています。</p> <p>町内会・自治会と連携を図ることは、障がい者施策の推進も含め、より良いまちづくりのために効果的であると考えていますので、素案のままとします。</p>
3	1-3-①	<p><b>ボランティア等の育成・確保</b></p> <p>専門的ボランティアだけでなく、市民が様々な障がい者と普通に付き合えるための講座が必要である。</p>	<p>市民に対する障がい者への理解促進・啓発については、「1-1 ノーマライゼーションの普及・啓発」に位置付けていますので、本項目は素案のままとします。</p> <p>なお、障がい者が分け隔てられることなく参加できる講座等については、「8-1 余暇活動、生涯学習活動の充実」で位置付けています。</p>

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
4	1-3-③	<p><b>生涯学習や学校教育を通じたボランティア活動の促進</b></p> <p>重点施策である「避難行動要支援者支援制度の推進」、「新たな緊急連絡体制の整備検討」、「福祉避難所の整備」を推進する上でボランティアは必要であるため、「生涯学習や学校教育を通じたボランティア活動の促進」を重点施策にするべきである。</p>	<p>本項目は、別の重点施策にも関連があることから、他の多くの項目も重点施策にすることになり、重点施策の意義が失われてしまうため、素案のままとします。</p>
5	1-3-③	<p><b>生涯学習や学校教育を通じたボランティア活動の促進</b></p> <p>「学校教育を通じて」促進することから、所管課に教育支援課を追加する必要があると思います。</p>	<p>学校教育を通じたボランティア活動の推進における所管部署として、「教育支援課」を追加します。</p>
6	1-3-③	<p><b>生涯学習や学校教育を通じたボランティア活動の促進</b></p> <p>所管課に教育相談センターを追加するべきである。</p>	<p>学校教育を通じたボランティア活動の推進における所管部署として、「教育支援課」を追加します。</p>
7	2-1-②	<p><b>相談支援体制の整備推進</b></p> <p>昨今相談支援件数が増大しており、相談支援体制の拡充の必要性が生じています。そのため、増加する相談業務への対応として、相談支援事業所の設置と併せ、既存相談事業所の拡充を行う必要があると思います。</p> <p>また、アウトリーチについては、近年40代のひきこもりの問題がテレビ等で報道されるなど、社会問題化されています。このようなひきこもりの方々を地域社会や福祉につなげていくことが求められてきますので、「検討します」を「<u>実施に向けて</u>検討します」等と変更し、第4次新座市障がい者基本計画から一歩踏み出す表現が必要と思います。</p>	<p>各事業の具体的な見込量と確保の方策については、第5期新座市障がい福祉計画で記載しております。</p> <p>なお、既存相談事業所の拡充については、各事業所の判断に委ねられている部分が大きいと、市の計画である障がい福祉計画に記載することは難しいと考えています。</p> <p>アウトリーチの実施については、本市の厳しい財政状況の中、限られた資源で実施できるか、どのような対象者に対して行うべきかなど、検討課題が多いため、基本方針2及び2-1-②の文章中に実施を検討する旨を記載します。</p>

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
8	2-1-③	<p><b>基幹相談支援センターの整備</b></p> <p>各相談事業所は、相談業務の増大への対応のため、日々の相談業務に費やされており、また、困難事例の相談も増加傾向にある中、市内相談業務の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置は、ますますその必要性が大きくなっており、早い設置が望まれています。基幹相談支援センターの必要性や役割、早期の設置について、具体的な記載ができないでしょうか。</p>	<p>基幹相談支援センター等機能強化事業の実施時期や内容等については、第5期新座市障がい福祉計画において記載しているため、本項目は素案のままとします。</p>
9	2-1-③	<p><b>基幹相談支援センターの整備</b></p> <p>障がい者虐待防止センターの機能も含まれていることを明確に記載すべきである。</p>	<p>厚生労働省の地域生活支援事業実施要綱において、基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて「障害者等に対する虐待を防止するための取組」を行うとされていることから、虐待防止の取組を行うかも含め、その在り方を検討したいと考えていますので、素案のままとします。</p>
10	2-1-④	<p><b>地域自立支援協議会の充実</b></p> <p>相談支援事業の効果的に実施するためには、事業者や専門職だけでなく、当事者である障がい者を地域自立支援協議会の構成員とするべきではないか。</p>	<p>文章中に「当事者」という記載を追加します。</p> <p>なお、新座市地域自立支援協議会条例第3条において、当事者である障がい者等及びその家族に委員を委嘱できることになっており、現在も障がい者の家族の方に委員として参加していただいております。</p>
11	2-2-①	<p><b>成年後見制度利用支援事業の利用促進</b></p> <p>市民後見人の活用への支援は障がい者への活用支援で、法人後見の活動の支援は後見をする法人活動への支援であり、別のものではないでしょうか。これらを一つにして支援をすることとすると意味が不鮮明になるので、分けて表現すべきではないでしょうか。</p>	<p>「市民後見人の活用を含めた法人後見の活動の支援」については、厚生労働省の地域生活支援事業実施要綱に記載されているものであり、後見人の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業のことをいうため、素案のままとします。</p>

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
12	2-2-④	<b>障がい者差別禁止に関する普及・啓発</b> 障がい者施策委員会とは単なる連携ではなく、「障害者差別解消支援地域協議会」の位置付けを明確にするべきである。	障がい者施策委員会が、障害者差別解消支援地域協議会の役割を担っている旨を文章中に記載します。
13	2-3-②	<b>身体障がい者相談員・知的障がい者相談員活動等の充実</b> 単に促進だけではなく、相談場所の確保等相談員活動の支援が必要である。「相談活動を促進します。」を「相談活動を促進、支援します。」に変更するべきである。	障がい者相談員については、市が業務を委託して行うものであり、委託事業に「支援」は適切ではないため、素案のままとします。
14	2-3-②	<b>身体障がい者相談員・知的障害障がい者相談員活動等の充実</b> 題名を「身体・知的障がい者相談員活動等の充実及び精神障がい者家族会の相談活動の支援」に改められたい。	標題を「障がい者相談員活動の充実及び精神障がい者家族会等への支援」に改めます。
15	3-1-①	<b>早期発見と早期療育体制の確保</b> 「受診勧奨」の「勧奨」を平易な言葉に置き換えるべきである。	「受診勧奨」を「受診を積極的に周知し、勧めます。」に改めます。
16	3-2	<b>保育・教育環境の整備</b> 福祉教育に係る記載がありません。福祉の現場では、介助者の不足は深刻な問題です。小・中学校での実践的なボランティア活動を含めた「福祉教育」の取組が必要です。	福祉教育及びボランティア活動については、「1-1-②心のバリアフリーの推進」及び「1-3 ボランティア活動の推進」で位置付けていますので、本項目は素案のままとします。
17	3-2-③	<b>特別支援教育支援員及びボランティアによる支援の充実</b> 「介助員」の記載がないため、明記するべきです。	標題を「特別支援教育支援員、介助員及びボランティアによる支援の充実」に改めます。 また、特別支援教育支援員に加え、介助員の資質の向上を図る旨を文章中に記載します。

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
18	3-2-④	<p><b>保育士及び教職員に対する理解の促進</b></p> <p>「障がいや障がい児に対する」だけでなく、「共に学び、育つ」ことに対する理解や指導力、研修が必要です。「障がい児保育研究会」は公立保育園職員に限らず、そこでの成果は幼児保育（教育）の現場で広く共有できるようにするべきです。</p>	<p>「障がいや障がい児に対する」を「障がい、共育等に関する」に改めます。</p> <p>また、「障がい児保育研究会」については、幼児保育（教育）現場にいかすことができるよう努める旨を文章中に記載します。</p>
19	4-1 4-3	<p><b>防災・防犯対策の充実、道路・建物等のバリアフリー化の推進</b></p> <p>市の新庁舎にはスロープはないと思いますので、外壁に非常階段ならぬ非常スロープ（勾配が緩やかでベランダを傾けたようなもの）を設ける（平時は台車の運搬などにも利用できる。）。</p>	<p>障がい者基本計画については、障がい福祉に関する基本方針、施策体系等を定めるものであり、個別の事業等の具体策を記載する性質のものではないことから、素案のままとします。</p> <p>頂いた御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。</p>
20	4-2	<p><b>多様な住環境の整備</b></p> <p>第4次新座市障がい者基本計画で位置付けられていた「居住サポート事業」がなくなっています。障がい者の住宅確保は市の住宅施策として、しっかり位置付けるべきです。まずは生活保護対象者に対する住宅アSPORT制度の復活や、住宅要配慮者に対する「新たな住宅セーフティネット制度」活用等も含めて計画に位置付けておくべきです。</p>	<p>4-2-②の標題を「住宅入居等に関する支援」に改め、文章中に、賃貸住宅等への入居が困難な障がい者を相談支援事業所と連携して支援に努める旨を記載します。</p> <p>なお、現在、居住に係る支援は、障がい者福祉課及び障がい者相談支援事業委託事業所が個々の相談に応じていますので、事業化については、計画を推進する上で検討してまいります。</p>

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
21	4-2	<p><b>多様な住環境の整備</b></p> <p>障がい者が地域で暮らすための、住まい探しの支援や整備が必要だと思います。</p> <p>施設利用者や関係者は、親亡き後の住宅問題や、賃貸アパートを退去しなければならない事例を抱えています。居室等の改造や改築費の助成はありますが、まずは住環境の整備として、住む場所の確保が先決だと思います。</p>	<p>4-2-②の標題を「住宅入居等に関する支援」に改め、文章中に、賃貸住宅等への入居が困難な障がい者を相談支援事業所と連携して支援に努める旨を記載します。</p>
22	4-2-③	<p><b>共同生活援助（グループホーム）の整備促進</b></p> <p>グループホームを施設として嫌がる障がい者も多くいます。グループホームに一本化せずに、「多様な住環境」を前面に出すべきです。「共同生活援助（グループホーム）の整備促進」を「共同生活援助（グループホーム）<u>を含めた多様な住環境の整備促進</u>」に変更すべきです。</p>	<p>グループホームの整備促進については、「4-2 多様な住環境の整備」を推進する上での1項目であり、グループホーム以外の住環境の整備については、4-2の他の項目で位置付けていますので、本項目は素案のままとします。</p>
23	4-3-②	<p><b>公共交通機関の事業者への要望</b></p> <p>施設・設備だけでなく、乗務員の障がい者に対する接遇や他の乗客の意識変革も含めて、障がい者が遠慮しないで公共交通機関を利用できるあり方を話し合ってもらいたい。</p>	<p>公共交通機関に限らず、障がい者福祉に係る啓発・普及や権利擁護等については、「1-1-① 普及・啓発活動の充実」及び「2-2-④ 障がい者差別禁止に関する普及・啓発」に位置付けていますので、本項目は素案のままとします。</p> <p>頂いた御意見については、計画を推進する上での参考とさせていただきます。</p>

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
24	5-1	<p><b>障がい者医療の支援体制の充実</b></p> <p>第4次新座市障がい者基本計画にあった障がい者歯科協力医の記載がなくなったが、入れておくべきではないか。入院時の介助に不安を感じる障がい者は多くいる。国の制度化も進んでいるが、必要な人が使えるための施策が必要である。</p>	<p>障がい者歯科協力医については、本市の事業でないことから計画に記載しないことといたしました。歯科診療については、朝霞地区歯科医師会及び新座地区在宅歯科医療支援窓口の情報提供に努めてまいります。</p> <p>また、入院時の介助につきましては、「6-1 障がい福祉サービスの充実」において、取り組んでまいりますので、本項目は素案のままとします。</p>
25	5-1-①	<p><b>障がい者が安心して受診できる医療環境の充実</b></p> <p>市民に対する情報提供だけでなく、医療関係者の意識変革、病院のバリアフリー等医療機関に対する働きかけも必要です。</p>	<p>医療機関に限らず、障がい者福祉に係る啓発・普及や権利擁護等については、「1-1-① 普及・啓発活動の充実」及び「2-2-④ 障がい者差別禁止に関する普及・啓発」に位置付けていますので、本項目は素案のままとします。</p> <p>頂いた御意見については、計画を推進する上での参考とさせていただきます。</p>
26	5-2-①	<p><b>精神保健対策の充実</b></p> <p>第4次新座市障がい者基本計画に記載があった精神保健教育の取組を推進する旨が削除されていますが、精神疾患の早期発見・早期治療は必要であるとともに、罹患した場合に当事者が病識を持つことが重要になるため、精神保健教育の推進は削除するべきでないと思います。</p>	<p>精神保健教育を含む福祉教育に係る取組については、「1-1-② 心のバリアフリーの推進」で位置付けています。</p> <p>「1-1-② 心のバリアフリーの推進」の文章中に、早期発見・早期治療につながる精神保健教育等多様な教育内容の展開に努める旨を記載します。</p>

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
27	5-2-④	<p><b>発達障がい者及び高次脳機能障がい者への支援の充実</b></p> <p>高次脳機能障がい者への支援について、「高次脳機能障がいに関わる医療機関、サービス事業所、相談支援機関等の関係機関が参画した地域支援ネットワークに参画し、医療から就労支援や福祉サービスへの円滑な移行に取り組みます。」といったことを記載してください。</p>	<p>個々の事例に合わせて関係機関が連携を図ることで、適切な支援を提供できると考えておりますので、御意見を頂いた「関係機関が参画した地域支援ネットワーク」の参画等については、計画を推進する上での参考とさせていただきます。</p> <p>医療から福祉サービスへの円滑な移行を図るため、関係機関の連携は必要であると考えておりますので、その旨を記載します。</p>
28	5-2-④	<p><b>発達障がい者及び高次脳機能障がい者への支援の充実</b></p> <p>介護保険担当課との連携についても記載してください。</p>	<p>障がい福祉サービスを利用できる方が介護保険のみの利用に制限されるという誤解をし、サービスを受けられないといったことがないように介護保険担当課と連携を図ってまいります。</p> <p>なお、本項目につきましては、高次脳機能障がいの方に対する円滑な支援のため、医療機関や事業所等との連携が必要であることから、介護保険担当課を含めた「関係機関」と連携する旨を記載します。</p>
29	5-3	<p><b>難病患者等への支援の充実</b></p> <p>第4次新座市障がい者基本計画に位置付けられていた「難病患者等居宅生活支援事業」の記載がなくなっているが、国の規定する358疾病から外れた疾病の方を支援するために残すべきである。</p>	<p>難病患者等居宅生活支援事業は障害者総合支援法に基づくサービスに移行しており、市独自で厚生労働省が規定する疾病以外の方を支援することは、財政的な問題や対象疾病の決定方法等の課題があり、難しいと考えているため、素案のままとします。</p>

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
30	6-1	<p><b>サービス提供体制の整備</b></p> <p>身近な隣人を自薦介助人として登録できる「全身性障がい者介護人派遣事業」は、地域福祉の「支え合いを支える」制度として、項目立てをしておくべきである。</p>	<p>「全身性障がい者介護人派遣事業」については、対象者が特別障がい者手当の支給要件に該当する方（障がい基礎年金1級程度の障がい重複するかそれと同程度以上と認められる方）等であり、サービスを受けられる方が限られていることから、障がい福祉に関する基本方針、施策体系等を定める障がい者基本計画の性質を考慮すると、一つの項目として位置付けることは考えていないため、素案のままとします。</p> <p>なお、全身性障がい者介護人派遣事業については、「8-2-① 移動に関する支援の充実」の文章中において、記載しております。</p>
31	6-2-① 第2節 3-(2)	<p><b>医療費助成の実施、県への要望</b></p> <p>平成27年1月1日以降に、65歳以上で新たに重度心身障がい者となった場合は対象外になりましたが、それ以前の場合は変更がなく（削減がなく）、100%かゼロかという格差は公平・平等であるべき行政にとってひどすぎます。既に対象となっている者から20%でも30%でもいいので削減して、その分を平成27年1月1日以降の者へ助成すべきです。県の制度であるため、県へ要望するとともに、精神障がい者通院医療費給付事業のように市単独事業として20%でも30%でも助成してほしい。</p>	<p>障がい者基本計画については、障がい福祉に関する基本方針、施策体系等を定めるものであり、個別の事業等の具体策を記載する性質のものではないことから、素案のままとします。</p> <p>頂いた御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。</p> <p>また、障がい福祉計画における県への要望事項につきましては、現在の受給者は、医療費の助成が生活の一部となっており、サービスの内容を縮小することにより与える影響が大きいことから、制度の維持が重要であると考えているため、素案のままとします。</p>

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
32	7-1	<p><b>雇用・就労支援体制の充実</b></p> <p>職場実習や就労支援を補い、市民の就労経験をいかせる活動として、ジョブサポーター養成に取り組むべきです。自立通勤、自立職務遂行が困難な重度障がい者の社会参加としての就労（職場参加）に取り組むためには、人的支援が必要です。</p>	<p>厳しい財政状況の中、本市がジョブ・サポーターの養成を実施した場合、利用者に自己負担を求めざるを得ないといったことも想定されます。また、一定時間、重度障がい者と行動を共にすると、就労支援に関する知識だけではなく、身体介護等の援助も必要になる場合があることから、ジョブ・サポーターではなく、専門的知識を有した資格者が行うべきであると考えています。</p> <p>このような理由から、市民の方を対象としたジョブ・サポーター養成に取り組むことは難しいと考えていますので、素案のままとします。</p> <p>なお、市の就労支援員が埼玉県が主催するジョブ・サポーター研修を受講し、更なる資質向上に努めておりますので、御理解を頂きたいと存じます。</p>
33	8	<p><b>社会参加の拡大</b></p> <p>社会参加の重要な項目として、政治への参加を入れるべきです。平成25年に成年被後見人の選挙権回復に向け、公職選挙法が改正されました。新座市でも選挙に向けた取組の要望は強く、選挙管理委員会の事業として項目立てをするべきです。</p>	<p>平成25年5月に公職選挙法等が改正され、成年被後見人にも選挙権が認められましたが、内容については総務省の所管であり、同省の指針等に基づき、啓発及び公正な選挙事務を行ってまいります。</p> <p>障がい者基本計画については、選挙に限らず、障がい者が自己の意思に基づき、あらゆる社会参加ができるよう支援を行ってまいりたいと考えていますので、特に選挙に特化した取組を施策として位置付けることはせず、素案のままとします。</p>

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
34	8-1	<p><b>余暇活動、生涯学習活動の充実</b></p> <p>「2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会」を目指して、重点施策に位置付け、もっと事業を広げて実施していくべきである。</p>	<p>「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」は障がい者スポーツ及び多様性への理解の促進の貴重な機会であることから、御意見のとおり「8-1-② 障がい者スポーツ、レクリエーションの推進」を重点施策とし、様々な事業に取り組んでまいります。</p>
35	8-1	<p><b>余暇活動、生涯学習活動の充実</b></p> <p>立教大学のプールが新座市民に開放されていますが、機能訓練士・理学療法士や看護師等を配置して障がい者も安心・安全に利用できるようにする。</p>	<p>障がい者基本計画については、障がい福祉に関する基本方針、施策体系等を定めるものであり、個別の事業等の具体策を記載する性質のものではないことから、素案のままとします。</p> <p>なお、立教大学のプールについては、平成29年度からは障がい者利用者及び介助者1名の利用料金を免除にするなど、障がい者利用者の利便性向上に配慮しておりますが、一定の監視体制の下、現在のところ、新たな費用負担が生じる機能訓練士・理学療法士・看護師等の配置は考えておりません。</p>
36	8-2	<p><b>移動手段の確保</b></p> <p>心ない健常者による障がい者用駐車スペースの使用が社会問題になっていますが、対策が急務だと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポイ捨てや路上喫煙のように罰則（罰金）付きの条例を設ける。</li> <li>・ 市が中心になって全市に「パーキング・パーミット制度」を導入する。</li> <li>・ 障がい者用駐車スペースにゲートなどを設ける者に設置費用を助成する。</li> </ul>	<p>障がい者用駐車スペースの問題に限らず、障がい者福祉に係る啓発・普及や権利擁護等については、「1-1-① 普及・啓発活動の充実」及び「2-2-④ 障がい者差別禁止に関する普及・啓発」に位置付けていますので、本項目は素案のままとします。</p> <p>御提案頂いた具体策につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。</p>

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
37	8-2-①	<p><b>移動に関する支援の充実</b></p> <p>「適正なサービスの提供」という言葉が強すぎます。外出や社会参加につながらず、家に閉じこもっている人たちの意欲をどうしたら高めることができるのか、それぞれの介助者をどうしたら広げることができるのかを真剣に考えてほしい。</p>	<p>「適正な」という記載を削除します。</p>
38	8-3-①	<p><b>意思疎通支援事業の推進</b></p> <p>手話通訳、要約筆記以外にも多様な支援が必要です。幅広い障がい者のニーズに対応できるものとして見直しが必要です。</p>	<p>蝕手話や指点字等については手話通訳等と比較し、支援の体制が整っておらず、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を主として推進していくことが、効果的であると考えております。</p> <p>しかしながら、御意見を頂いたとおり、手話通訳者・要約筆記者派遣事業以外の多様な支援についても検討する必要があることから、「手話通訳者・要約筆記者派遣事業を推進します。」を「手話通訳者・要約筆記者派遣事業等を推進します。」に記載を改めます。</p>
39	8-4	<p><b>地域との関わりを持てる多様な拠点づくりの推進</b></p> <p>地域福祉の一翼を担うべきものとしての「障がい者の地域支援拠点整備」を入れるべきです。内容としては、地域情報の提供を含む地域型の障がい者相談支援事業や、様々な制度を使って、地域社会につながっていくためのプログラム事業として、地域活動支援センター等、地域生活支援事業の活用が考えられます。</p>	<p>「障がい者の地域支援拠点整備」については、「2-1-⑤ 地域生活支援拠点の整備検討」で位置付けていますので、本項目は素案のままとします。</p> <p>また、御意見を頂いた事業の内容については、計画を推進する上での参考とさせていただきます。</p>

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
40	8-4-②	<p><b>市内各地域における障がい者施設の計画的整備</b></p> <p>音等に敏感な特性を持つ発達障がい者に利用していただくには、施設面での課題が多くなります。障がいの特性に配慮された整備も必要になるため、「<u>地域バランスと障がい特性に配慮した</u>」に変更できないでしょうか。</p>	<p>「地域バランス」を「<u>地域バランスと障がい特性</u>」に記載を改めます。</p>
41	9-2-②	<p><b>市民との協働</b></p> <p>町内会は任意加入・自主運営の私的な団体であり、決して市民の代表などではなく（市役所こそが市民の代表です。）、町内会の意思が必ずしも市民の意思であるわけではなく、特定の私的団体を特別扱いすることは「癒着」であり、強く反対します。計画から削除することを強く求めます。</p>	<p>町内会・自治会は相互の親睦を図るとともに、地域の身近な問題に取り組み、住み良いまちにしていくための活動をしています。</p> <p>町内会・自治会と連携を図ることは、障がい者施策の推進も含め、より良いまちづくりのために効果的であると考えていますので、素案のままとします。</p>

2 第5期新座市障がい福祉計画及び第1期新座市障がい児福祉計画等に対する意見

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
42	第1節 2	<p><b>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</b></p> <p>地域移行・地域定着を推進することが目標となっていますが、精神障がい者が地域で安心して暮らせるようにすることを目標に置き、「<u>地域移行・地域定着を推進し、地域で安心して暮らせるよう</u>」に変更した方がよいと思います。また、協議を進めるコーディネーター役が不明確となっています。支援スタッフの組織化等について言及できないでしょうか。</p>	<p>「推進」を「推進し、地域で安心して暮らせるように」に改めます。</p> <p>協議を進めるコーディネーター等については、個々の事例に応じて、対象者との関係がより深い関係機関が担うべきものと考えていますので、コーディネーター役の明確化、支援スタッフの組織化等について、記載することはせず、素案のままとします。</p>
43	第1節 2	<p><b>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</b></p> <p>「精神障がいにも対応したケアシステム」と記載されている部分を「精神障がい（<u>発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。</u>）にも対応した地域包括ケアシステム」に変更してください。</p>	<p>【新座市の目標】における「精神障がい者」を「精神障がい者（<u>発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。</u>）」に改めます。</p>
44	第1節 3	<p><b>地域生活支援拠点の整備</b></p> <p>高次脳機能障がいの方への支援についても、地域生活支援拠点等の整備の一環で考えていくことを記載してください。</p>	<p>地域生活支援拠点の整備については、高次脳機能障がいの方への支援も含んだものと考えています。</p> <p>しかしながら、本項目については、全ての障がい者を念頭に置いた基本的視点を記載したものであり、特定の障がい者について改めて記載することは考えていませんので、素案のままとします。</p>

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
45	第1節 3	<p><b>地域生活支援拠点の整備</b></p> <p>「面的な体制」の「面的」を平易な言葉に置き換えるべきである。</p>	<p>国の考え方において使用されている言葉であるため、素案のままとします。</p>
46	第1節 3	<p><b>地域生活支援拠点の整備</b></p> <p>新座市の目標の表現が分かりづらいため、「障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を集約し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービスを提供するため、地域のニーズや状況の把握に努めるとともに、障がい者支援施設を始めとした関係機関と調整するなど、地域生活支援拠点の整備について検討を進めます。」のように記載を変更した方がよいと思います。</p>	<p>地域生活支援拠点の整備については、今後ニーズや状況の把握に努め、必要性や役割等を検討してまいりますので、素案のままとします。</p>
47	第1節 6	<p><b>児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</b></p> <p>記載されている目標値では、市が計画している福祉型児童発達支援センターでは保育所等訪問支援事業は実施しないように受け止められてしまいます。明確に記載してください。</p>	<p>保育所等訪問支援は児童発達支援センターの必須事業であるため、改めて記載することは考えていません。</p> <p>目標値については、実績値を元に算定しているものであるため、素案のままとします。</p>
48	第1節 6	<p><b>児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</b></p> <p>児童発達支援センターを平成30年度に整備すべきである。</p>	<p>児童発達支援センターにつきましては、第4次新座市基本構想総合振興計画後期基本計画において、平成30年度に開設としていましたが、厳しい財政状況の中、事業を先送りすることといたしました。</p> <p>現在の予定では、平成30年度に建設を開始し、整備を進めることとしております。</p> <p>なお、本項目においては、国及び県の基本指針に倣い、目標年次を平成32年度末にしていることから、素案のままとします。</p>

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
49	第2節	<b>サービスの見込量と確保策等</b> グラフの表に表題が付されていないため、分かりにくいものとなっています。	グラフの表題を記載します。
50	第2節 1-(2)-②	<b>自立訓練（機能訓練）</b> 障がいによる対象者要件が撤廃される可能性が高いため、対象障がいを限定しない記載に変更してください。また、高次脳機能障がいの方への支援についても記載してください。	利用者像につきましては、現行の制度を基に作成しているため、素案のままとします。
51	第2節 1-(2)-⑥	<b>就労継続支援B型（非雇用型）</b> <b>【第5期計画の見込量と確保の方策】</b> で、新たな事業所の確保がうたわれているが、既存事業所の有効活用の観点を踏まえ、施設の定員増も確保策に追加した方がよいのではないのでしょうか。	既存事業所の定員増については、各事業所の判断に委ねられている部分が大きいため、市の計画である障がい福祉計画に記載することは考えていませんので、素案のままとします。
52	第2節 1-(2)-⑦	<b>就労定着支援</b> 計画値の16人の算出根拠が不明です。	就職をするために就労移行支援等を終了した方を対象に支給する就職支度金の年間交付決定者数が、平成27年度及び平成28年度において16人であったため、この数値を基に平成30年度から平成32年度の計画値を設定しています。
53	第2節 1-(3)-① 第2節 1-(4)-③	<b>自立生活援助、地域定着支援</b> 自立生活援助について、計画値の7人ですが、アンケート結果から7人の数値は分かりません。全体回答では、相談対応などの充実回答した方は28.9%とありますので、この率を乗じると大きな数値になります（地域定着支援も同じ）。	この計画値については、アンケート回答者のうち、真に自立生活援助及び地域定着支援を利用したいと考えている方を抽出するため、記載されている方法のとおり算出したものです。 この計画値については、冊子となっているアンケート結果報告書から算出することはできないものとなっています。

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
54	第2節 1-(5)	<p><b>障がい児支援</b></p> <p>小児の高次脳機能障がいへの具体的な支援策を記載してください。</p>	<p>本項目については、全ての障がい児を念頭に置いた基本的視点を記載したものであり、また、障がい児福祉計画については、サービス提供に係る質量の目標を定める性質のものであることから、特定の障がい児への支援策を改めて記載することは考えていませんので、素案のままとします。</p>
55	第2節 2-(3)-①	<p><b>障がい者相談支援事業</b></p> <p>計画相談とは区別される「障がい者相談支援事業」は、地域福祉との連動で考えれば、6福祉圏域を単位とした「地域型」であるべきですが、このような方向性を明確に記載すべきです。</p>	<p>厚生労働省の地域生活支援事業実施要綱において、障がい者相談支援事業の実施単位は定められておらず、本市といたしましても現状として福祉圏域を単位とすることは考えていませんので、素案のままとします。</p> <p>頂いた御意見は計画を推進する上での参考とさせていただきます。</p>
56	第2節 2-(3)-①	<p><b>障がい者相談支援事業</b></p> <p>相談業務については増加・多様化の傾向にあることを表現していただきたい。</p>	<p>障がい者相談支援事業については、市全体の実績において、相談件数が増加していること等を示す数値がないことから、素案のままとします。</p>
57	第2節 2-(3)-③	<p><b>住宅入居等支援事業（居住サポート事業）</b></p> <p>平成32年度までの「検討」では遅すぎます。障がい者福祉課と相談支援事業所の個々の取組では対応しきれいません。生活保護対象者に対する県のアSPORT事業を受けた住宅ソーシャルワーク事業の復活や、国交省の住宅要配慮者に対する「新たな住宅セーフティネット制度」活用等も含めて計画に位置付けるべきです。</p>	<p>現状の体制では対応しきれっていない、といった新たに事業化する需要の動向も確認できていないことから、本項目については、今後も需要の動向を踏まえながら、引き続き検討してまいりたいと考えていますので、素案のままとします。</p>

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
58	第2節 2-(6)	<p><b>意思疎通支援事業</b></p> <p>意思疎通支援事業の対象に高次脳機能障がいも含まれること、さらに入院中も意思疎通支援事業が利用できることを記載してください。</p>	<p>厚生労働省の地域生活支援事業実施要綱に倣い、対象に高次脳機能障がい等が含まれることを記載します。</p> <p>意思疎通支援事業については、入院中に限らず、多様な状況で利用できることから、特に入院中の利用について記載することは考えていません。</p>
59	第2節 2-(6)	<p><b>意思疎通支援事業</b></p> <p>厚生労働省は「障害者と障害のない人の意思疎通を支援する手段は、聴覚障害者への手話通訳や要約筆記に限られず、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障害者への代読や代筆、知的障害や発達障害のある人とのコミュニケーション、重度の身体障害者に対するコミュニケーションボードによる医師の伝達などもり、多様に考えられます。」と述べています。これまでの手話通訳、要約筆記を中心とした事業の在り方は見直すべきです。</p>	<p>触手話や指点字等については、手話通訳等と比較し、支援の体制が整っておらず、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を主として推進していくことが、効果的であると考えております。</p> <p>触手話や指点字等については、素案に記載しているとおりの、意思疎通支援の在り方について、今後研究してまいりますので、素案のままとします。</p>
60	第2節 2-(9)	<p><b>移動支援事業</b></p> <p>【第5期計画の見込量と確保の方策】で、利用は増加する傾向と記載していますが、対応策が記載されていません。実績数値を見ると大幅に増加していないため、【サービス提供基盤の状況】に増加状況を記載した方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>確保の方策については、サービス提供基盤の整備に係るものだけではなく、潜在的な需要の掘り起こしも一つの手段であると考えています。</p> <p>そのため、本項目については、制度の周知を始めとした利用の促進を確保の方策として記載していますので、素案のままとします。</p>

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
61	第2節 2-(10)	<p><b>地域活動支援センター機能強化事業</b></p> <p>I型、II型、III型は内容による違いなのか、利用者数による違いなのか、意味が分かりません。地域福祉との連動も見据え、文字どおりの地域活動の支援センターとしてあるべき方向性を明確に記載すべきです。</p>	<p>I型、II型、III型の違いは、主に利用者数の違いによるものです。</p> <p>地域福祉との連動及び地域活動の支援センターとしてあるべき方向性などについては、頂いた御意見を参考に計画を推進する上で検討してまいりますので、素案のままとします。</p>
62	第2節 1-(11)	<p><b>その他の事業</b></p> <p>高次脳機能障がいの方が徘徊してしまった際、御家族の方等が利用できる施策を記載してください。</p>	<p>本項目については、全ての障がい者を念頭に置いた基本的視点を記載したものであり、また、障がい福祉計画については、サービス提供に係る質量の目標を定める性質のものであることから、特定の障がいへの支援策を改めて記載することは考えていないため、素案のままとします。</p>
63	第2節 2-(11)-①	<p><b>日中一時支援事業</b></p> <p>【第5期計画の見込量と確保の方策】に「利用しやすい環境作りが必要です。」とあるが、この記載だと課題であって、方策ではありません。「施設への送迎が必要になるなど、利用しにくい状況が発生しますので、利用者のニーズに配慮した利用しやすい環境づくりに努めます。」等に変更した方がよいと思います。</p>	<p>「利用しやすい環境作りが必要です。」を「<u>利用しやすい環境作りに努めます。</u>」に改めます。</p>
64	第2節 2-(11)-②	<p><b>社会参加支援事業</b></p> <p>芸術文化活動振興の計画値が実績値から大幅に減少しています。減少する理由を記載した方がよいと思います。</p>	<p>社会参加支援事業としての位置付けがなくなった事業及び参加人数が集まらずに廃止になった事業の影響により減少となった旨を記載します。</p>

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
65	第2節 2-(11)-④	<p><b>更生訓練費給付事業</b></p> <p>施設の利用者に対し、制度の周知を図る旨の記載があるが、施設の利用者はこの制度を認識しているため、「施設の利用を希望する者に対し」としてはいかがでしょうか。</p>	<p>現状として、施設の利用者で制度を御存知でない方もいらっしゃることから、利用者に対する周知は必要であると考えています。</p> <p>また、「利用を希望する者」も含めて「利用する者」と記載していますので、素案のままとします。</p>
66	第2節 3-(1)	<p><b>国への要望事項</b></p> <p>身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員の活動については、交付税措置の対象となっていますが、精神障がい者の相談員については、対象外となっています。精神障がい者への家族会等の相談活動についても対象に含めるよう要望事項に追加していただきたい。</p>	<p>精神障がい者への家族会等の相談活動に限らず、精神障がい者が身体・知的障がい者と同様のサービスを受けられるような制度の整備について、要望する旨を記載します。</p>
67	第2節 3	<p><b>国・県への要望事項</b></p> <p>交通量の多い国道や県道には横断歩道がなくて歩道橋だけの所がありますが、歩道橋の勾配は急なので階段の一部がスロープになっているような場合でも車椅子では渡れません。このような歩道橋にはエレベーターを設置するように国や県に要望します。個別の要望のほかに、一括して法律や条例でエレベーターの設置を義務付けるようにも要望します。</p>	<p>国及び県を含め、行政機関は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、必要な整備や合理的な配慮の提供を行わなければならないものとされていますので、改めて歩道橋の整備について要望することは考えていないため、素案のままとします。</p>

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
68	第2節3	<p><b>国・県への要望事項</b></p> <p>子育て支援事業として国の子育て支援パスポート、県のパパママ応援ショップがありますが、支援対象を障がい者と介助者にも拡大して支援を受けられるように国や県に要望します。</p>	<p>パパ・ママ応援ショップ事業は、地域、企業、行政が一体となって子育て家庭を応援しようという社会的気運を醸成するとともに、子育て家庭が「地域社会に支えられている」「子供を持って良かった」と実感できる社会づくりを進めることを目的としており、これに賛同する企業等との協力により成り立っています。また、子育て支援パスポート事業は、各自治体を実施するパパ・ママ応援ショップ事業と同様の事業をつなぐ事業です。</p> <p>事業の主旨から、障がい者を対象に加えるよう要望することは考えていませんので、素案のままとします。</p>
69	—	<p><b>第5期障がい福祉計画・第1期新座市障がい児福祉計画等</b></p> <p>文章中の「者」と「もの」を「人」に置き換えるべきである。</p>	<p>障がい福祉計画の利用者像等については、国の資料等からの引用であり、できるだけそのままの表現を用いたいと考えているため、素案のままとします。</p>

### 3 その他、資料等に対する意見

番号	項目	意見の主旨	意見に対する考え方
70	第1章 第2節	<p><b>計画の基本目標</b></p> <p>「基本的人権を享有する。」の「享有」を平易な言葉に置き換えるべきである。</p>	<p>「基本的人権の享有」は憲法の条文に記載されている一般的な言葉と考えていますので、素案のままとします。</p>
71	第1章 第3節 1	<p><b>国等の障がい者施策に係る動向</b></p> <p>「地域共生社会」の実現に向け、社会福祉法が改正されたことは記載すべきである。</p>	<p>国等の障がい者施策に係る動向については、主に障がい者福祉に関する事項を規定している法律等を記載しており、御意見を頂いた社会福祉法の一部改正については、障がい者に限らない福祉施策全般に係るものでありますので、素案のままとします。</p> <p>なお、「地域共生社会」に係る取組については、「6-1-⑤ 「地域共生社会」の実現に向けた研究」において、位置付けています。</p>
72	資料3	<p><b>用語解説「ソーシャルワーク」</b></p> <p>文章中の「ウェルビーイング」を平易な言葉に置き換えるべきである。</p>	<p>文章中の「ウェルビーイング」は、ソーシャルワークのグローバル定義からの引用であるため、素案のままとします。</p>